

柄の実態を見ておりますと、郡が飛び地になつておりましても、郡として一つのまとまりを持つてゐる郡があるわけであります。そういう場合には、郡としての一つの選挙区ということが社

〇青木委員 これは府県会議員等でい
るものでございまして、今までの実施の
実績から見ますと、御心配は当らない
のではないか、このように考えており
ます。

すが、この「必要な事項は、政令で定める。」——現在考えられておりまする政令の内容と申しますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

の基礎的単位にすることができないなくなつた、こういうことをお認めになつておるわけであります。しかるにもかかわらず、この法律の前段は、やはり依然として都市という観念にとらわれ

ますが、一方具体的の選挙区を作ります場合に、よるべきものがないのではないかという心配があるのでござります。それで、郡市の区域によることを十五条の一項で原則といたしますが、

会的に意義があるのではないか、そういう考え方のものとに、飛び地の場合に、半数以下のものは強制的に合区しなければなりませんが、半数以上一人未満の場合は任意合区の制度によるこ

いろいろ心配している向きもあるのであります、議員一人当りの人は半分以下のところは強制会区、それから、それ以上の場合、たとえば〇・六幾つというような場合には、つまり一人に満

令の根拠規定を置いたのでございますが、これは「議会の議員の選舉区及び各選舉区において選舉すべき議員の數に關し必要な事項」でございまして、地方において御心配の向きがあるよう

ておるのではないか。御承知のよう
に、郡の区画というものは、現在では
行政的には大した意味がないわけであ
ります。それにもかかわらず、選挙法
におきまして依然として郡の区画にと

第四項におきまして、分断されている場合、飛び地の場合は「郡の区域とみなすこと」ができる。」ということにいたしまして、郡の境界線を使いまして、郡のこの実情に合わなくなつた問題を処理

○青木委員 任意合区の制度は、なるほど、見方によりましては、できるだけ府県の自主的な考え方によつてきめるとのことであり、町村議会議長会側あたりの言う、いわゆる幅を持たし

たなくとも、それを独立の選挙区として認めることができるかどうか。こういう問題は現実の問題として府県会議員の方々がいろいろ法律の解釈上心配している向きもあると思いますので、その点を明確にしておいていただきたい

に私ども聞いておるのでござりますが、都道府県の議員全体の定数などを政令で定めるのではない。もちろんそれはそういうふうにお読みいただいておると思うのであります。これは地方自治法で議員の定数をきめておるわ

らわれておる。郡市の境界がほとんど意味をなさなくなつたということを提案説明では述べておりながら、実際には依然として郡市の区画にとらわれておる。そこが何か矛盾するような気持がいたすのであります。今回の改正案

する、こういう考え方でございます。と申しますのは、市町村の単位で作るということにいたしますと、極端なことを申しますと、郡の一つの飛び地の中の一かりに三カ町村あるといなします。その三カ町村の一つずつを

てくれという観点からすれば、もつともと思うのであります。しかし、半面におきましては、任意合区の制度はゲリマンダー的な合区をする可能性も出てくるわけであります。そこで、任意合区の問題は、一面においてはいい点もありますが、一面においてはゲリマンダーになるおそれもありますので、その点がどうなるか。府県の条例できめることであります。そういう点に

いと思うのであります。
○兼子政府委員 これは、先ほどお答えいたしました通り、現在でもそのような規定になつておるのでございま
す。ただ今回の町村合併の結果の措置による立法におきまして非常に関心が高まりましたので、地方において御心配の向きがあろうかと思うのでござ
りますが、制度といったしましては從来からあるものでござります。でござい

けでございます。これの個々の、途中で市ができましたり、あるいは郡の境界が変更いたしました場合等におきまして、その場合の選挙区と、今までの議員がどの選挙区に所属することとなるか、そういう点を政令で規定するのをございます。現在も公職選挙法施行令の第四条以下にその規定がございます。都道府県の議会の議員の選挙区の特例、あるいは議員定数の変更、都道

におきましても、依然として郡市という行政区分にとらわれ過ぎておるのでないか、こういう考えがいたすのであります。が、その点についての御見解を承わりたいと思います。

○兼子 政府委員 今回の提案におきまして、十五条を改正いたしまして、都の飛び地ができるおりまするのを処理いたすことにしておるのであります。が、これは大臣の提案理由に申し述べ

それぞれ隣の選挙区に分けることも可能になるわけでございますが、そういうことは実情選挙に合わない。やはり飛び地は飛び地として一まとめで処理をすべきものではないか。従来の沿革から見て、また社会生活の実態から見て、そうすべきではあるまいかといふ考え方のもとに、郡市の原則を生かしつつ飛び地の処理をはかつたものであります。市町村単位で自由を作るとい

ついての御検討を願つたかどうか、御答弁願います。

ますので、各都道府県において、実情に合うよう形において条例が制定されれるのではないか、そのような心配はないのではないか、こう考えておりま

府県の議会の議員の所属選挙区の変更、そのような現在政令に規定がありますような点を政令に規定することとなつておるのでござります。

ました郡の图画によれないといふことを認めて、このような立法をいたしました。ただしかば、都市の区域によらないで新しいシステムで考へるべきではないかというお尋ねでございますが、都市によらないといふ

○青木委員 今回の改正によりますと、町村長の選舉に当りましても小型の自動車の使用を認めようということになります。が、その考えはとらなかつたのでござります。

おきましても、人口数が著しく少いところは合区できる。全部が半数以下の場合でも、任意合区の規定になつておるのでございます。これは、半数以下のものは強制的に合区させることが妥当であろうという考え方のもとに、現在の任意合区の制度を分けて規定した

りますが、「第十五条第二項から第四項までを次のように改める。」すといきまして、8のところに「前各項に定めるものの外、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項は、政令で定める」こう規定されておりま

郡市の区分によるという従来の考え方の基礎に立つておるようであります。昨日の自治庁長官の提案説明によりますと、「現在の郡市の区域をそのまま都道府県議会議員の選挙区画定の基礎的単位」とすることができなくなりました。つまり、郡市の区域は選挙区画定

ことになりますと、市町村の区域をもつて選挙区を作るということになると、うかと思います。こういたしますと、あまりにも自由になりまして——従来の郡の区域が実情に合わないという点は、市町村の区域をもつて作ることにいたしますすれば満足するわけでござい

になつておるのであります。町村合併に伴いまして、大きな町村ができましたので、町村長の選舉に当りまして、も小型自動車を認めることが最も適当と思うのであります。同時に、町議会の議員の選挙に当りましても、非常に広い区域になりますので、町村

して昭和三年にそれを実施して、昭和二十五年まで二十五日でやってきた。こういうような答弁をされましたね。私の記憶では、終戦直後の選挙は自分たしか三十日だったと思うのです。自分も、終戦直後の選挙をやって、三十分といふ記憶があつた。今法制局に調べさせましたら、昭和二十一年三月九日日付の詔書で、

なって答弁される必要があると思うのです。

なつて答弁される必要があると思うのです。
○衆議院委員 運動期間のお尋ねでございますが、これは終戦後の二十九年三月十一日の官報に出でておる。占領統選をやれ、こういうディレクティブが出ていたときのことだと思うのですが、法律の方はやはり少くとも二十五日前に告示しなければいけない。でござりますから、その後の選舉でも二十六日あつたのではないかとお尋ねでございますが、少くとも十五日前でござりますから、二十六日

は、あなたはさつき言及されなかつた
のでありますか。

○**兼子政府委員** 先ほどの私の答え
は、法律の建前のつもりでお答えした
のでござりますが、実際の選挙運動
は、告示されますと選舉運動が始まると
わけでござりますので、少くとも二十一
五日前に告示をしろという規定の場合
に、その期間が二十六日あるという場
合には、運動期間は一日延びるわけで
あります。ごく最近の選挙におきまし
ては、中二十五日で選挙が行われてお
るわけであります。

○**森(三)委員** そうしますと、あなた
は法律の建前だけの答弁をしたので

が普通選舉になつて、ようやく少くとも何日と、大体それに合わせるようになつてきております。おそらく、政府委員が申しましたのは、最近の実例を申し述べておるのでございまして、その間御指摘のように一日、二日多いような例もございます。これは御指摘の通りであります。詳しいことはまた政府委員から申します。さようあります。が、とにかく法定いたしました期間といふものは、その間に選挙運動が実際可能なような状態において日数を見ておりますので、近ごろにおける状況を申し述べ、また、先ほど私が申し述べましたように、このたび二年選挙が行なわれる年であります。四月十六日、七年の三月三日には、十七年月一日

Digitized by srujanika@gmail.com

となつて、年月日は昭和二十二年三月九日となつておる。その横に（官報三月十一日）となつておる。これは（二十

あつた場合もござります。法律の建議は、二十五日前ということは、先ほどお答え申しましたように、大正十四年の法律から終戦後もその原則のままで

あつて、実際の選挙運動期間については調べてなかつたのか、それとも答弁の必要がないと思つて答弁されなかつたのか。法の建前だけでは答弁が足らなかつた

十四にいたしまして、充実した週末をいたしますならば、これをもって分だということを先ほど私が申し述べた次第であるのでござります。実例を

○森(三)委員 それで大体わかつてき
田に総選挙が行なわれております。これ
も中二十五日でござります。以上でござ
ります。

一年三月の「法令全書」に載つてゐるが、今法制局の人の話では、三月九日に告示になつたとすれば、選舉運動期間は三十日だというような見解を述べておるのであるが、私は、終戦直後の昭和二十四年一月に行われた選舉は、法制局の調べでは、選舉運動期間は二十六日になつておるのである。それから昭和二十七年十月の選舉も選舉運動期間は二十六日になつておる。私どもは、実際に選舉をやつたものの経験からいって、二十五日になつたときに、すでにしさか短縮されたという感じを持つておつたから、大事をとつて調べておる。もう少しよくお調べに間違つておる。もう少しよくお調べに

参りまして、昭和二十五年の公職選舉法で、参議院と同じく、少くとも三十三日前に公示しなければならぬ、このとおりに改正されたわけござりますが、衆議院の選舉につきましては、その規定によって総選舉が行われることとなり、昭和二十七年にまたその規定が改正されまして、少くとも二十五日前に公示しなければならないという規定が改められて、二十七年の総選舉が行われる所以であります。

○森(三)委員 あなたの答弁を聞いてみると、法律は二十五日前に告示しきればならぬということになつておる。法律の解釈だけの答弁を青木さんとの質問に対してもう一度お答え下さい。

いのではないかと思うのです。実際の選挙運動をやつた期間がものを言うのであって、選挙運動期間を二十五日以上を設けなければならぬとなつておれば二十六日の場合もある、二十七日の場合もある、あるいは三十日の場合もあつたという現実の答弁がむしろ必要であつて、青木さんが聞かれておるのも、単なる法律の建前ばかりではなかろうと思う。現実に選挙運動をやつたことが、今度は二十日にしようとしておるのであって、われわれは従来の二十五日案を支持しようと思うのだが、実際の選挙運動をやつした期間というものが、本委員会におけるところの審議の重要なポイントだと思うのですが、それを一つ詳細に答弁してもらいたい。

○都務大臣 御承知のように、普通選挙前は、非常に長い期間選挙運動期間に当つております。そして、それ

つきましては、政府委員からさらばさせることにいたします。

たわけなんですが、告示になつてから投票日までというのが選挙運動の実際で、それで今日まできたんだしよう。あなたは「中」中」ということをよく言われますけれども、そういうことからいきますと、この二十日という問題が適當であるかどうかということとは、過去の選挙の実績を十分に勘案しなければならないと思う。先ほどのあなたの答弁を聞いておりますと、とにかく從来は二十五日でやつてきたんだというような一般論的な答弁をされておりましたが、その点をもう少しはつきりしてもらいたかったので、私はあんたに重ねてお尋ねしたのです。

○南委員長 島上善五郎君。

○島上委員 今回の改正案についていろいろ御質問したいのですが、きょうは十二時半という申し合せでござりますから、十二時半までその質問

れておるのであります。
○森(三)委員 あなたの答弁を聞いておると、法律は二十五日前に告示しなければならぬということになつてゐる。法律の解釈だけの答弁を青木さうの質問に対してしたのですか。実際の選挙運動期間はこの法律を適用して二ヶ月の場合から二ヶ月、さらには

とが、今度は二十日にしようとしておるのであって、われわれは従来の二十日案を支持しようと思うのだが、実際の選挙運動をやつた期間というものが、本委員会におけるところの審議の重要なポイントだと思うのですが、そこを一つ詳細に答弁してもらいたい。

日で、十一日の官報に出で、四月の日に選挙が行われたのでござります。これは法の建前は少くとも二十五日、いう規定によつておるわけであります。選挙の実際はそういうことになります。九日から四月十日でございますから、中三十一日でござります。それから、二十二年の選挙におきま

来は二十五日でやつてきたんだという
ような一般論的な答弁をされておりま
したが、その点をもう少しはつきりし
てもらいたかったので、私はあんたに
重ねてお尋ねしたのです。

○南委員長 島上善五郎君。

○島上委員 今回の改正案についてい
ろいろ御質問したいのですが、

十六日の場合もあつたが、あるいは三十日の場合もあつたということに

選挙前は、非常に長い期間選挙運動期間に当てておりました。そして、それ

では、二十二年の三月三十日に公の詔勅が出まして、四月二十五日に

したい事項のはんの一部について御質問申し上げます。

私どもは、選挙法を改正する際に、その建前として、公営となるべく拡大する、そして候補者の負担する選挙運動の経費を節減するようとする、こういう考え方の上に立つて改正すべきものであつて、すなわち、別の言葉で申しますならば、政策を選挙民に訴える機会となるべく多くする、これを選挙民の側から見ますならば、政策を聞く、あるいはそれを理解する機会を多くする、そして人物の紹介の機会も多くする、こういうふうな考え方の上に立つて改正すべきものであつて、かれども現職議員が自分に都合のよいよう考へを持って改正するとすれば、これは改正ではなくて改悪なんだ。今までの政府案に対しましては、一般の世論は、現職中心の考え方の上に立つている、公営の拡大に逆行して公営の縮小である、新人の進出の道をふさぐものであるというような批判がなされている。私もそうだと思うのです。期間を二十五日から二十日間にするということは、その分だけ経費が少くなるとあるいは言うかもしれない。先ほどの答弁では、二十日間にも立候補説その他の現行と変りないと書いてあります。私はだんだんと実例をあげて質問いたしますが、これは大へんなごまかし答弁であつて、事実は決してそうではない。私はまず公営を拡大することと、新人に進出の道を開くことと、基本的には自治庁長官はどうお考へになるか、それを最初にお伺いしたい。

○郡国務大臣 選挙というものが、いかなる人にも、またかかる種類の者に対しても、特に有利であつたり不利で申しますならば、政策を選挙民に訴える機会となるべく多くする、これを選挙民の側から見ますならば、政策を衆議院議員の選挙について、はがきの数をふやすとか、また有権者の立場に至つては不在者投票を簡便にするとか、あらゆる方法を講じまして、有権者の側の便宜もはかるうといたしておられるのであります。

公営の点につきましては、私はこう考えております。さらに拡張すべきものがあれば、もちろん考へてよろしいと思いませんけれども、私が選挙事務を扱うようになりましてからでも——それが、昭和九年に初めて選挙公報が一度の政府案に対しましては、一般的に立候補説をしては選挙公報がで一通出すだけでありました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のような状況になつてきております。日本の国の公営というのは機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

すが、現在のようないふうな状況になつてきております。日本の国の公営といふものは、機会あることに拡大をしてきておる状況であります。ここで、その点についてお尋ねを含んでおりますが、私は、選挙法といふものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者のたびに、立会演説会開催の公営ができ、二十年に入りました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がでして新聞廣告、そのほか立会演説会放送、あらゆる種類のものがございま

す。選舉運動を受ける機会がそれだけ少くなるということです。個人演説会は自由にやるからいいじゃないかということでありますけれども、とにかくこのごろは演説会の入りが少くなっています。たとえば松澤君なら松澤君の個人演説会となれば、その八割ないし九割は、松澤君を支持する人、好意を持つておる人、演説を聞かなくても投票するような人です。これは、あまねく政策を訴えて、一般の選舉民に、政策の批判なり理解なりの上に自由にして公正な投票をさせようとする目的には遠いものがあります。個人演説会は立会演説会にかわるべきものじゃないのです。こう考えますならば、今度の五日間の短縮というものは、立候補する者、運動する者、特に新人にとって大へん不都合であるばかりでなく、選挙運動を受ける国民にとっても、大へん大きな制限になり制約になるとと思うのです。これは明らかに公営と逆行ですか。長官はどのようにお考えですか。

す。東京は別なんだからうんと活発にできるであろう。しかし、人を寄せます人の寄り合や何かで、そなはやたらにはできぬ、そな多くはできぬ。これもございましよう、しかし、東京といふような大都市にして、かつ選挙区が集約されておるところについては、また一つの考え方はあるうと思います。しかしながら、全部が集約してやり、かつ選挙管理委員会が例の班別をきめます期間は、御承知の通り前々から準備しております。その準備をできただけ早くすれば、立会演説会の開催というものが、今までよりも、初めの幾日か間があつたときよりも、もっと早く始めることができる。そうしたこととは私は今の状態で可能だと思いました。しかし、あつしやるところの骨子である、有権者の立場をよく考えろ、有権者がよく候補者を知り得る機会、そういう意味で立会演説会を使わなければいけませんし、今度はがきを増しました点についても、ある程度そういう意味があると思います。そういう意味合いで、余談を申し上げて恐縮ですが、たとえば、参議院全国区の選挙は、右権者に候補者を知る機会がどうしても与えられない選挙ですから、これを改正することについて、島上さんのような選挙をよく知つておられる方に、島上さんの方の党をよく説いていただきたいのです。参議院の全国区といふものは、どう考へても右権者が候補者を知らぬ。これは選挙運動にならぬと思う。ですから、選挙運動期間というものをできる限り充実する。その場合は、ほかの行事が妨げられましても、その期間は、選挙の争いと申しますか、そうしたものに集中する期間で

あつて、そうなれば、二十日というの
は割に充実した期間じやないだらう
か。候補者にとつても有権者にとつて
も、そういう立会に私は考えるのであ
ります。

○島上委員 須備を十分にすれば今ま
でより早く立会演説会ができるとおつ
しやいますけれども私は、今の選挙
管理委員会の機構、予算、力等から考
えまして、しゃつちょこ立ちをして
やつても、一日短縮することができ
ば精一ぱいだと思う。そんなに短縮で
きるものじやないとと思う。立候補の届
出をして、それからでなければ候補者
の氏名がはつきりわからぬのですから
ら、印刷も班別の編成もできないので
す。そんなに短縮できるものじやない
のです。今のこの場所における答弁
としては、兼子君のような答弁もできる
かもしれないけれども、実際の場面に
なると、そうはいかぬ。この前の法律
改正の際に、立会演説会の開催につい
ては、事情の許す限りその回数を多く
するよう努めなければならない、そ
ういう改正を与野党一致して入れまし
た。立会演説会を多くしようということ
とは、全く与野党一致の意見だと思
う。ところが、この法文を新たに加え
ても、実際はどうかといふと、ふえて
ないのです。それは、今言つたよう
に、現在の選挙管理委員会の機構、力
関係あるいは経費といったようなもの
もあるし、選挙管理委員会の中にはあ
まりたくさんやりたくないというよう
な者もあるだらうし、いざれにして
も、そういう法律改正をしたにもかか
わらず、実際はふえていない。今度二
十日になりまして、前後の期間を短縮
してなるべく多くやるようにしてようと

言いましても、今度一回だけはあるいは一生懸命やるかもしねけれども、この次からはずるざるになつていまして、私が書いたように、正味五日間、東京で十五回立会演説会が少くならることになると思う。こういうふうに、公然たる運動期間において公然たる運動の妨げをしますれば、その結果として何が生まれてくるか。裏面の運動が盛んになる、事前運動が盛んになるとということです。現在の選挙法は全くざる法でありまして、少し頭をしほって考えれば、法に違反しないすればの事前運動、しかも法律にはすれすれで抵触しないという選挙運動期間中の裏面の運動というものが盛んになつて、これは公明選挙を希望するわれわれや國民にとっては大へんな改悪だと思う。これは簡単に、期間が五日短かくなつた、これはわしには楽でいいと経費が少くなつたといふものではないと思うのです。個人々々の都合からいえば、あるいは、社会党の中にも、五目短かくなつて私は楽になつていいということを言ふ人がいないとは限らぬ。しかし、選挙といふものの建設からして、軽々に見のがすことのできない大へんな改悪だと私は考える。今でも悪質な事前運動が盛んに行われている。これは選挙運動期間中、法されずの表面に現われない運動が起つてくる、こういうような弊害に対してもどうお考えになるか、あるいはこういうよう

○都國務大臣 第一の点は、立会演説会の回数のことです。これは、全国を見ますと、一選挙区ではかなりの回数開きますけれども、現実の問題は一候補者当りについて考える方がよろしいと思います。これは全国的な概算でありますけれども、一候補者当り二十八回になる。これに比べて、東京は、島上さんの御指導のよい六区は、さすがに三十四回で東京で一番多かったのですが、しかし、三区あたりになりますと、十九回しかやっておりません。これが、私先ほど申しました、東京はもつとできるはずだという気持を持つところであります。これらについては、またいろいろと御協力を願うべき点があるのであります、立会演説会の回数はできるだけふやしていかなければならぬ。私はあの行為は工夫をこらして、いけば十分にやつていけると思います。今のところ、会場の用意や場所の選定等で、まだまだ技術的に改善をするものがあるように私は考えております。それから、見方によりますと、やや大胆なものの言い方に過ぎないという方にはかり管理委員会となるかもしませんが、立会演説会のとき等は、あまりに法律に違反してはいけないといふところにはかり管理委員会の氣持が移つていて、島上さん御指摘のように、有権者のために多くの機会を与えるという方が欠けておるのじゃないか。これらは私どもまたいろいろと研究をいたさなければならぬと思います。さらには悪質な運動という点についてあります。ともかく、立会演説会といふものは、私はある程度充実していくことができるものと思います。

おつしやいましたが、事前運動というものは敵に取り締まなければならぬものであり、また、その点につきましては、私どもも、検察庁、警察庁の方と絶えず正しい選舉の執行ができるよう協議もいたしております。その点で、私考ますのは、政黨の政治活動は選舉運動期間の前でも非常に自由になつておるが、候補者個々については選舉運動期間に入つて初めて運動が許される。ここに、私は、政黨の政治活動というものが、ただいまよりもっと活発に国民に対し自党の政策その他について訴えるべき点があるのぢやないか。しかし、私は思います。選舉運動ごとに事前運動というものの違反等につきましては、イギリスの選挙の歴史から見ましても、よほど強く対策を講じていかなければ、ものがよくなつて参らない。しかし、その点につきましては、法務大臣なども深い関心を持っておりましたので、関係当局とよく協力もいたし、また私の方も主張すべきことは主張したいと思ひます。

じか、それに近いような、つまり立会演説会の回数をなるべく多くしようと、いう点においては、長官もわれわれと同じ考え方をお持ちである。すなわち、立会演説会の中に有力にあるところの立会演説会をやめようという考え方とは違ふ、こう理解してよろしいのですか。

○郡国務大臣 私は、現行の法律で規定しておりますことは、十分意義のあることであり、それを立てて参るのが、ほんとうだと思っております。ただ、島上さんが今言われましたように、私のきのう御提案の理由を聞き漏らして残念に思つておるのでありますから、法律で何十回ときてしまいまして、もののがつきましたので、今私の法律が不備だとおっしゃるけれども、これはやっぱり今の法律の方がいいんじゃないだろうか、これは、それの法律が不備だとおっしゃるけれども、それはやつぱり今の法律の方がいいんじゃないだろうか、これは、それの選挙管理委員会が、それぞれの選挙区の事情、候補者の数等とにあらわして考えて考えるべきものだ、その運用でよろしきを得させていくべきものだと考へております。

者の氏名を掲示するような方法を講じてやれば、簡単にできる。私は立会演説会をなるべく多くしようとする必要があると考える。この法律の精神をほんとうに生かそうとすれば、もっとできると思う。できるけれども、実際にはやっていないと思う。十四回が妥当であるかどうかという議論は別にいたしまして、少くとも最低の回数を入れない限りは、四十五回のところもあれば、三十回のところもあれば、十九回のところもあるといったようだ。極端な開きができるわけですね。私は、立会演説会についてはもつと本気になつて、たくさん回数をやるような方法を考えなければならぬと思うのです。

国会でも改正しなければならぬと考えておりますが、この点に対し長官はどうのようにお考えになつておりますか。

○**鶴岡國務大臣** これは私の非常に素朴な考え方かもしませんが、私は、現在の選挙法に非常に多くの罰則を設けておりながら、その選択があまり十分にできておらぬのじやないか、あるいは、従来はあつた取締り規定でも、みだりによりましては整理することもできましようし、また新しいものを加えるという必要もあるうかと思います。それで、この点につきましては、私も選挙法を扱う者として関心は持っておりますが、ますますの取締り当局のあることでございまして、この点につきましては、私は多くするし、従来も、いろいろな意味合いで、調査会、審議会等の議を経ておりますけれども、さらにより直接取締り当局のあることでございまして、何らか、運動の取締りと申しますか、そういう面からの考え方を一つまとめてみると必要があるうと思います。どの点をどうという工合に、私今多くの知識を持つおりませんけれども、この点については、何と申しますか、こういうとにかくすべての世上が安定期をしておりますと見てですから、選挙法というものを大きい目で見直すべき時期もきてるんじゃないか。そういう際には御指摘のような点も十分取り上げて考へるべきである。しかし、その前には、公平な審議機関等において、ある程度時間かけてでも練つてみたい、こう考えております。

があるということは、私もそう思いました。しかし、少くとも、現在の事前選動の状況にかんがみて、これだけは必要なうなものがあると思うのです。それは、現行法におきましては、公職の候補者等の寄付の禁止、それから公職の候補者等の関係会社等の寄付の禁止、こういうものが百四十九条の二、三にござりますが、これ等の関連において、私どもは、いわゆる後援団体、何々後援会、こういうものの寄付をこれと同列に禁止する必要があると思うのです。候補者または候補者になろうとする者が、取締役、監査役、理事、代表者等の地位にある会社は、その者の名前を表示したり類推されるような方法で選舉区内にある者に対し寄付をしてはいかぬ、こういう制限をしたのはこの前の改正です。これは実際例がたくさんございました。何々株式会社社長「島上善五郎」と呼ぶ者あり（松沢雄蔵とでかく書いて――これは、松沢君がそばでやじつてゐるから、かりに名前を借りましたが、そうして葬儀屋にあらかじめ契約して全部花輪をやる、支払いは会社がやる、名前はその候補者になろうとする者の名前をでつかく書いて宣伝する、その他そういう目に余る方法が行われているという実例がありまして、これは自民党的な鉛治良作君が熱心に主張して改正した。私もこれは必要だと思った。

の集会にまで、何々後援会の者でござりますと、金一封を持ってきている。婦人会、青年会、花見、何々、あらゆるところに全部寄付をしている。現行法によれば、これは差しつかえない。すでにその人は二千万円使つたといわれている。その人の後援会の事務所に行けば、事務所の裏には、自由民主党公認衆議院議員候補者〇〇と選挙のポスターを作つて、すでに張つてある。これも現行法では、外に張らなければ差しつかえない。そういう弊害が現に一再にとどまらぬ。方々にあります。それで、現行法では、外に張らなければ差しつかえない。そういう弊害が現に一再にとどまらぬ。方々にあります。そうだとしまするならば、この法律とのバランスの上から考へても、候補者が寄付ができる。候補者が関係している会社の名前で、社長あるいは理事という名前で出しても、寄付はいけない。しかるに、後援会は、大づびらに、その立とうとする者の名前を冠している。幾ら寄付しても差しつかえない。こういうような弊害は、少くとも最小限——もう今言つたのは間に合わぬかもしだれぬ。もうじき選挙ですから間に合わぬかもしだれぬけれども、最小限する必要があると思う。社会党の改正案に対して長官も賛成して下さるに違ひないし、自民党の良識ある皆様も賛成して下さるに違ひないと期待しておりますが、長官は、そういうような現行法との関係を考えましても、また現在行われておる実態に従しましても、そういう改正を必要とお考えにならぬかどうか。この点をお伺いしておきます。

○**郵務大臣** 寄付の制限規定は、私は、どの程度に勧行されるか、まだどの程度を限界とすべきか、どうしたならば脱法を防ぎ得るか、これはなかなか

かむずかしいところでございまして、私は取締りの制限は全体を通じて一つ見直してみたい。どうもどこか一つを見直しても、それですぐ——同時に、また選挙の規定というの是非常に限界まで予想しないような事態が起るものでございますから、それらについて、よほど周到に、私は全部取締り法規を通じて見直してみたいと思つております。

○**南委員長** 本日はこの程度にし、来たる八日火曜日午前十時理事会、引き続き委員会を開催いたします。

午後零時四十三分散会

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局